

空き家を適正に管理しましょう

近年、空き家が増加し、全国的に問題になっています。

空き家を放置すると、地域住民の生活に悪影響を及ぼす可能性があります。また、空き家による問題が発生すると、法律上所有者(管理者)に管理責任が問われる場合があります。

空き家を所有している人は、定期的に様子を見に行くなどし、周囲に悪影響を及ぼす危険な状態にある場合は、早急に修繕や改修、撤去など適切な処置をしてください。

また、敷地内の樹木や雑草の除去、害虫駆除など維持管理を行い、近隣の住民に不安を与え迷惑を掛けることのないよう適正に管理をしましょう。

売りたい、解体したい、適正な管理方法が分からないなど、空き家の所有者でお困りの人は『空き家管理等相談窓口』(☎(522)1615)にご相談ください。専門家のサポートが受けられます。

そのほか、空き家管理でお困りの人は、左記へご相談ください。

☎(500)11309

図建築課

☎(582)3284

市民協働課からお知らせ 墓地永代使用権の 希望者を募集

●石田共同墓地管理委員会

(石田自治会内)

墓地所在地 石田町559番地
申込資格 市内に住所を有し、今後1年以上市内に住所を有すること
区画 1・2m×1・2m
永代使用料 23万円

☎・☎

共同墓地管理委員会(連絡先)・赤井住宅設備株式会社、

平日午前9時〜午後5時

☎(585)0245

☎(585)4994

●矢島墓地委員会

(矢島自治会内)

墓地所在地 矢島町3943番地
2(上弘前墓地)
申込資格 市内に住所を有していること

区画 1・2m×1・2m

永代使用料 23万円

☎・☎

矢島自治会館(平日午前10時〜午後4時)

☎・☎(585)0027

令和元年度

第2回守山市都市

計画審議会

傍聴者募集

時8月26日(月)午後3時〜

所市役所3階31会議室

定先着5人

☎8月23日(金)までに左記へ申し込み。

☎開会10分前までに直接会場にお越しください。

・案件の内容により、全部または一部非公開となる場合があります。

☎都市計画課

☎・☎(582)1132

☎(582)6947

商工観光課からお知らせ 労使一体となって 計画的に年次有給休暇 を取得しましょう

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法において定められている要件を満たせば、申し出ることにより取得することができます(勤続年数や週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります)。

〈事業主の皆様へ〉

労働基準法の改正により、平成31年4月から、使用者は年10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対して、毎年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

〈働いている皆様へ〉

年次有給休暇の取得には、会社に申し出ることが必要です。仕事を計画的に進めているように、年次有給休暇についても、職場と調和を図り計画的に取得しましょう。

☎滋賀労働局雇用環境・均等室
☎(523)1190

新生児聴覚検査 受診券の交付申請は 済んでいますか

今年度から4月1日以降に生まれたお子さんを対象に、新生児聴覚検査費用の一部助成を行っております。

3月31日までに母子健康手帳の交付を受けた人には、3月〜4月に新生児聴覚検査受診券の交付申請書を送付しています。まだ申請していない人は、受検日までに手続きをお願いいたします。

4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた人は、母子健康手帳別冊内に受診券を添付しているため手続きは不要です。

☎すこやか生活課

☎・☎(581)0201
☎(581)1628

全国家計構造 調査の実施

10月から11月まで、総務省統計局により2019年全国家計構造調査が実施されます。

この調査は、家計の現状とその推移を明らかにし、国および地方公共団体の行う社会・経済などの企画・立案のための基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象となる世帯には、事前に調査員が伺いますので、協力をお願いします。

☎公文書館

☎・☎(514)1050
☎(514)1051

